

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉西部環境保全組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年条例第16号。以下「技能労務職員給与条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、技能労務職員（以下「職員」という。）の給与及び支給方法並びに旅費に関する事項を定める。

(給料)

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、主任・副主任手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 職員の職務は、1級とする。

2 給料表は、別表第1のとおりとする。

(初任給及び昇給の基準)

第4条 技能労務職の初任給及び昇給の基準は、次項から第8項までによるほか、埼玉西部環境保全組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和55年規則第5号）の規定の例による。

2 あらたに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第2の初任給基準表に従い決定する。

3 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、管理者が別に定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことはでき

ない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(給料以外の給与の額)

第5条 技能労務職員給与条例第3条第1項に規定する主任・副主任手当は、次のとおり支給する。

(1) 業務主任として上司の命を受け、所管する作業を処理し、所属職員を指揮する者に月額5,000円を支給する。

(2) 業務担当主任として上司の命を受け、業務主任と連携し、特に指定された担当作業に従事する者に月額5,000円を支給する。

(3) 業務副主任として上司の命を受け、業務主任を補佐し、担当する作業を処理する者に月額3,000円を支給する。

2 前項の規定以外の手当については、一般職員の例により支給する。

(休職者の給与の額)

第6条 休職にされた職員の給与については、一般職員の例による。

(給与の支給日及び支給方法)

第7条 職員の給与の支給日及びその支給方法は、一般職員の例による。

(旅費)

第8条 旅費の額及び支給方法については、一般職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年7月1日から施行する。

(給料の特例)

2 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、職員に対する給料月額を支給に当たっては、第3条の規定による給料月額から、給料月額に100分の3.16を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を減ずる。

附 則（昭和４８年１月２２日規則第１号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和４７年７月１日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の規則の規定に基づいて、昭和４７年７月１日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和４９年１月５日規則第１号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和４８年４月１日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて、昭和４８年４月１日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和４９年１２月１６日規則第２号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和４９年４月１日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて、昭和４９年４月１日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和５０年１２月２６日規則第１号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和５０年４月１日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて、昭和５０年４月１日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和 5 1 年 3 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、昭和 5 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 1 年 8 月 9 日規則第 2 号）

この規則は、昭和 5 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 1 年 1 2 月 2 3 日規則第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 5 1 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和 5 1 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和 5 2 年 1 2 月 2 4 日規則第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 5 2 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和 5 2 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和 5 3 年 1 2 月 2 2 日規則第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 5 3 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和 5 3 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和 5 4 年 1 2 月 2 4 日規則第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 5 4 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和 5 4 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和 5 5 年 1 2 月 2 5 日規則第 4 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 5 5 年 4 月 1 日から適用する。
（昇給に関する経過措置）
- 2 昭和 5 5 年 4 月 1 日前から引き続き在職する職員のうち、同日において 5 8 歳を超えている職員（同日においてその者の受ける号給又は給与月額が 5 5 歳に達した日に受けていた号給の 2 号給上位の号給又はこれに準ずるものとして規則で定める号給若しくは給与月額（以下この項において「2 号給上位号給等」という。）である職員及び 2 号給上位号給等を超えている職員を除く。）については、改正後の規則第 4 条第 7 項本文の規定にかかわらず、改正前の規則第 4 条第 4 項又は同条第 6 項ただし書の規定による 2 号給上位号給までの号給の例に準じて管理者の定めるところにより、昇給させることができる。同年 4 月 1 日後に 5 8 歳を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。
（給与の内払）
- 3 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和 5 5 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和 5 7 年 1 月 2 3 日規則第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 5 6 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和 5 6 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和 5 7 年 6 月 1 9 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 5 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 5 9 年 2 月 2 7 日規則第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 5 8 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和 5 8 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和 5 9 年 3 月 2 4 日規則第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。

(別表第 1 への切替の手続)

- 2 昭和 5 9 年 4 月 1 日における別表第 1 の切替の手続きについては、管理者の定めるところによる。

附 則 (昭和 5 9 年 6 月 2 1 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 5 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 5 9 年 1 2 月 2 6 日規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 5 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 6 0 年 1 月 1 4 日規則第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和59年4月1日からこの規定の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和61年1月13日規則第1号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和60年4月1日からこの規定の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和62年1月14日規則第1号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和61年4月1日からこの規定の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和63年1月13日規則第1号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和62年4月1日からこの規定に施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、こ

の規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和 6 3 年 1 2 月 2 4 日規則第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 6 3 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて、昭和 6 3 年 4 月 1 日からこの規定の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規定による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成元年 1 2 月 2 5 日規則第 2 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規定に基づいて平成元年 4 月 1 日からこの規則の日の前日までの間に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 3 年 1 月 1 6 日規則第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成 2 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 4 年 1 月 1 6 日規則第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成 3 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改

正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 5 年 1 月 1 4 日規則第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成 4 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 6 年 1 月 1 2 日規則第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成 5 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 7 年 1 月 1 2 日規則第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成 6 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 7 年 3 月 3 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 1 月 1 2 日規則第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成7年4月1日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成9年1月13日規則第1号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成8年4月1日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成10年1月14日規則第1号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成9年4月1日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成11年2月12日規則第6号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。ただし、第4条第3項、第5項、第6項及び第7項の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

（昇給停止に関する経過措置）

- 2 平成11年4月1日（以下この項において「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において56歳を超えている職員の昇給については、なお従前の例による。

（給与の内払）

- 3 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成10年

4月1日からこの規則の施行の日の前日までに支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成11年12月21日規則第11号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて平成11年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成14年3月11日規則第1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月27日規則第7号）

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年11月28日規則第6号）

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成17年12月1日規則第2号）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
（号給の切替え）
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において技能労務職員の給与及び旅費に関する規則別表第1の技能労務職員給料表の号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間）に応じて附則別表に定める号給とする。

(職員が受けていた号給の基礎)

- 3 前項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が受けていた号給又は給料月額が改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に100分の99.59を乗じて得た額(1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(平成22年3月31日までの間における規則の適用に関する特例)

- 5 平成22年3月31日までの間における改正後の第4条第3項から第5項までの規定の適用については、これらの規定にかかわらず、管理者が定めるところにより必要な調整を行うことができる。

附則別表 (附則第2項関係)

旧号給	経過期間	新号給
1	3月未満	1
	3月以上6月未満	2
	6月以上9月未満	3
	9月以上12月未満	4
	12月以上	5
2	3月未満	5
	3月以上6月未満	6
	6月以上9月未満	7
	9月以上12月未満	8
	12月以上	9
3	3月未満	9

	3 月以上 6 月未満	1 0
	6 月以上 9 月未満	1 1
	9 月以上 1 2 月未満	1 2
	1 2 月以上	1 3
4	3 月未満	1 3
	3 月以上 6 月未満	1 4
	6 月以上 9 月未満	1 5
	9 月以上 1 2 月未満	1 6
	1 2 月以上	1 7
5	3 月未満	1 7
	3 月以上 6 月未満	1 8
	6 月以上 9 月未満	1 9
	9 月以上 1 2 月未満	2 0
	1 2 月以上	2 1
6	3 月未満	2 1
	3 月以上 6 月未満	2 2
	6 月以上 9 月未満	2 3
	9 月以上 1 2 月未満	2 4
	1 2 月以上	2 5
7	3 月未満	2 5
	3 月以上 6 月未満	2 6
	6 月以上 9 月未満	2 7
	9 月以上 1 2 月未満	2 8
	1 2 月以上	2 9
8	3 月未満	2 9

	3 月以上 6 月未満	3 0
	6 月以上 9 月未満	3 1
	9 月以上 1 2 月未満	3 2
	1 2 月以上	3 3
9	3 月未満	3 3
	3 月以上 6 月未満	3 4
	6 月以上 9 月未満	3 5
	9 月以上 1 2 月未満	3 6
	1 2 月以上	3 7
1 0	3 月未満	3 7
	3 月以上 6 月未満	3 8
	6 月以上 9 月未満	3 9
	9 月以上 1 2 月未満	4 0
	1 2 月以上	4 1
1 1	3 月未満	4 1
	3 月以上 6 月未満	4 2
	6 月以上 9 月未満	4 3
	9 月以上 1 2 月未満	4 4
	1 2 月以上	4 5
1 2	3 月未満	4 5
	3 月以上 6 月未満	4 6
	6 月以上 9 月未満	4 7
	9 月以上 1 2 月未満	4 8
	1 2 月以上	4 9
1 3	3 月未満	4 9

	3 月以上 6 月未満	5 0
	6 月以上 9 月未満	5 1
	9 月以上 1 2 月未満	5 2
	1 2 月以上	5 3
1 4	3 月未満	5 3
	3 月以上 6 月未満	5 4
	6 月以上 9 月未満	5 5
	9 月以上 1 2 月未満	5 6
	1 2 月以上	5 7
1 5	3 月未満	5 7
	3 月以上 6 月未満	5 8
	6 月以上 9 月未満	5 9
	9 月以上 1 2 月未満	6 0
	1 2 月以上	6 1
1 6	3 月未満	6 1
	3 月以上 6 月未満	6 2
	6 月以上 9 月未満	6 3
	9 月以上 1 2 月未満	6 4
	1 2 月以上	6 5
1 7	3 月未満	6 5
	3 月以上 6 月未満	6 6
	6 月以上 9 月未満	6 7
	9 月以上 1 2 月未満	6 8
	1 2 月以上	6 9
1 8	3 月未満	6 9

	3 月以上 6 月未満	7 0
	6 月以上 9 月未満	7 1
	9 月以上 1 2 月未満	7 2
	1 2 月以上	7 3
1 9	3 月未満	7 3
	3 月以上 6 月未満	7 4
	6 月以上 9 月未満	7 5
	9 月以上 1 2 月未満	7 6
	1 2 月以上	7 7
2 0	3 月未満	7 7
	3 月以上 6 月未満	7 8
	6 月以上 9 月未満	7 9
	9 月以上 1 2 月未満	8 0
	1 2 月以上	8 1
2 1	3 月未満	8 1
	3 月以上 6 月未満	8 2
	6 月以上 9 月未満	8 3
	9 月以上 1 2 月未満	8 4
	1 2 月以上	8 5
2 2	3 月未満	8 5
	3 月以上 6 月未満	8 6
	6 月以上 9 月未満	8 7
	9 月以上 1 2 月未満	8 8
	1 2 月以上	8 9
2 3	3 月未満	8 9

	3 月以上 6 月未満	9 0
	6 月以上 9 月未満	9 1
	9 月以上 1 2 月未満	9 2
	1 2 月以上	9 3
2 4	3 月未満	9 3
	3 月以上 6 月未満	9 4
	6 月以上 9 月未満	9 5
	9 月以上 1 2 月未満	9 6
	1 2 月以上	9 7
2 5	3 月未満	9 7
	3 月以上 6 月未満	9 8
	6 月以上 9 月未満	9 9
	9 月以上 1 2 月未満	1 0 0
	1 2 月以上	1 0 1
2 6	3 月未満	1 0 1
	3 月以上 6 月未満	1 0 2
	6 月以上 9 月未満	1 0 3
	9 月以上 1 2 月未満	1 0 4
	1 2 月以上	1 0 5
2 7	3 月未満	1 0 5
	3 月以上 6 月未満	1 0 6
	6 月以上 9 月未満	1 0 7
	9 月以上 1 2 月未満	1 0 8
	1 2 月以上	1 0 9
2 8	3 月未満	1 0 9

	3 月以上 6 月未満	1 1 0
	6 月以上 9 月未満	1 1 1
	9 月以上 1 2 月未満	1 1 2
	1 2 月以上	1 1 3
2 9	3 月未満	1 1 3
	3 月以上 6 月未満	1 1 4
	6 月以上 9 月未満	1 1 5
	9 月以上 1 2 月未満	1 1 6
	1 2 月以上	1 1 7
3 0	3 月未満	1 1 7
	3 月以上 6 月未満	1 1 8
	6 月以上 9 月未満	1 1 9
	9 月以上 1 2 月未満	1 2 0
	1 2 月以上	1 2 1
3 1	3 月未満	1 2 1
	3 月以上 6 月未満	1 2 2
	6 月以上 9 月未満	1 2 3
	9 月以上 1 2 月未満	1 2 4
	1 2 月以上	1 2 5
3 2	3 月未満	1 2 5
	3 月以上 6 月未満	1 2 6
	6 月以上 9 月未満	1 2 7
	9 月以上 1 2 月未満	1 2 8
	1 2 月以上	1 2 9
3 3	3 月未満	1 2 9

	3 月以上 6 月未満	1 3 0
	6 月以上 9 月未満	1 3 1
	9 月以上 1 2 月未満	1 3 2
	1 2 月以上	1 3 3
3 4	3 月未満	1 3 3
	3 月以上 6 月未満	1 3 4
	6 月以上 9 月未満	1 3 5
	9 月以上 1 2 月未満	1 3 6
	1 2 月以上	1 3 7
3 5	3 月未満	1 3 7
	3 月以上 6 月未満	1 3 8
	6 月以上 9 月未満	1 3 9
	9 月以上 1 2 月未満	1 4 0
	1 2 月以上	1 4 1
3 6	3 月未満	1 4 1
	3 月以上 6 月未満	1 4 2
	6 月以上 9 月未満	1 4 3
	9 月以上 1 2 月未満	1 4 4
	1 2 月以上	1 4 5
3 7	3 月未満	1 4 5
	3 月以上 6 月未満	1 4 6
	6 月以上 9 月未満	1 4 7
	9 月以上 1 2 月未満	1 4 8
	1 2 月以上	1 4 9
3 8	3 月未満	1 4 9

	3 月以上 6 月未満	1 5 0
	6 月以上 9 月未満	1 5 1
	9 月以上 1 2 月未満	1 5 2
	1 2 月以上	1 5 3
3 9	3 月未満	1 5 3
	3 月以上 6 月未満	1 5 4
	6 月以上 9 月未満	1 5 5
	9 月以上 1 2 月未満	1 5 6
	1 2 月以上	1 5 7
4 0	3 月未満	1 5 7
	3 月以上 6 月未満	1 5 8
	6 月以上 9 月未満	1 5 9
	9 月以上 1 2 月未満	1 6 0
	1 2 月以上	1 6 1

附 則（平成 1 9 年 1 2 月 2 5 日規則第 8 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

- 2 平成 1 9 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、技能労務職給料表の適用を受ける号給に異動のあった職員の改正後の規則の規定による異動の日における号給及びこれを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（給与の内払）

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定により支給

された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 8 号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 12 月 25 日規則第 14 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 平成 21 年 1 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日に職員が受けていた号給数に 18 を加えた数のこの規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1 の技能労務職員給料表の号給とし、切替日における給料月額は、切替日の前日において職員が受けていた給料月額とする。

（旧号給の基礎）

- 3 前項の規定の適用については、職員が受けていた号給又は給料月額は、改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（昇給の特例）

- 4 切替日以降における改正後の規則第 4 条第 3 項から第 5 項の規定については、切替日から平成 31 年 1 月 1 日までの間において、管理者が職員ごとに定める間（以下「昇給の特例期間」という。）は、適用しない。

（昇給の特例期間中の昇給）

- 5 昇給の特例期間において、改正後の規則第 4 条第 4 項及び同条第 5 項に規定する標準号給数を上回る成績で勤務した場合は、前項の規定にかかわらず、勤務成績が特に良好な職員については 1 号給、勤務成績が極めて良好な職員については 2 号給の昇給を行うことができる。

（昇給の調整）

- 6 昇給の特例期間において、職員に良好でない成績で勤務した期間があるときは、改正後の規則第4条第3項の規定にかかわらず、同条第4項の規定の例により、当該職員の昇給の特例期間経過後、最初の昇給以降の昇給において必要な調整を行うものとする。

附 則（平成21年3月4日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（主任・副主任手当の額の特例）
- 2 この規則の施行日前に、既に業務主任・業務副主任であった者については、改正後の第5条の規定にかかわらず主任・副主任手当を支給しない。ただし、この規則の施行日前に業務副主任であった者がこの規則の施行後に業務主任に昇任したときは、主任・副主任手当として改正後の規則第5条に規定する業務主任に支給される手当額から業務副主任に支給される手当額を減じた額を支給する。

附 則（平成21年11月30日規則第8号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規則第8号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日規則第5号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月11日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日規則第2号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 27 年 12 月 25 日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 2 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（給料額の特例）

- 3 この規則の施行の日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成 28 年 12 月 20 日規則第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び

旅費に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（給料額の特例）

- この規則の施行の日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成３０年３月３１日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成３０年３月２３日規則第１号）

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成３０年１２月２１日規則第３号）

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定によ

る給与の内払とみなす。

附 則（令和元年 1 2 月 1 8 日規則第 7 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和 4 年 1 1 月 2 2 日規則第 7 号）

この規則は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 2 月 1 4 日規則第 1 2 号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和 5 年 3 月 2 0 日規則第 3 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 2 月 2 0 日規則第 8 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与及び旅費

に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和 7 年 3 月 2 4 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

別表第 1（第 3 条関係）

技能労務職員給料表

職員の区分	号給	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	1 7 6, 0 0 0
	2	1 7 7, 2 0 0
	3	1 7 8, 5 0 0
	4	1 7 9, 6 0 0
	5	1 8 0, 8 0 0
	6	1 8 2, 0 0 0
	7	1 8 3, 5 0 0
	8	1 8 4, 6 0 0
	9	1 8 5, 8 0 0
	1 0	1 8 6, 9 0 0
	1 1	1 8 8, 0 0 0
	1 2	1 8 9, 7 0 0
	1 3	1 9 1, 3 0 0
	1 4	1 9 2, 9 0 0

	1 5	1 9 4, 5 0 0
	1 6	1 9 6, 2 0 0
	1 7	1 9 7, 8 0 0
	1 8	1 9 9, 4 0 0
	1 9	2 0 1, 0 0 0
	2 0	2 0 2, 7 0 0
	2 1	2 0 4, 4 0 0
	2 2	2 0 6, 1 0 0
	2 3	2 0 7, 4 0 0
	2 4	2 0 9, 0 0 0
	2 5	2 1 0, 6 0 0
	2 6	2 1 2, 1 0 0
	2 7	2 1 3, 6 0 0
	2 8	2 1 5, 2 0 0
	2 9	2 1 6, 8 0 0
	3 0	2 1 8, 4 0 0
	3 1	2 2 0, 0 0 0
	3 2	2 2 1, 7 0 0
	3 3	2 2 3, 0 0 0
	3 4	2 2 4, 3 0 0
	3 5	2 2 5, 6 0 0
	3 6	2 2 6, 7 0 0
	3 7	2 2 7, 8 0 0
	3 8	2 2 8, 9 0 0
	3 9	2 3 0, 0 0 0

	4 0	2 3 1, 1 0 0
	4 1	2 3 2, 2 0 0
	4 2	2 3 3, 3 0 0
	4 3	2 3 4, 4 0 0
	4 4	2 3 5, 4 0 0
	4 5	2 3 6, 4 0 0
	4 6	2 3 7, 3 0 0
	4 7	2 3 8, 2 0 0
	4 8	2 3 9, 1 0 0
	4 9	2 3 9, 9 0 0
	5 0	2 4 0, 7 0 0
	5 1	2 4 1, 4 0 0
	5 2	2 4 2, 0 0 0
	5 3	2 4 2, 6 0 0
	5 4	2 4 3, 2 0 0
	5 5	2 4 4, 2 0 0
	5 6	2 4 5, 2 0 0
	5 7	2 4 6, 3 0 0
	5 8	2 4 7, 3 0 0
	5 9	2 4 8, 3 0 0
	6 0	2 4 9, 3 0 0
	6 1	2 5 0, 3 0 0
	6 2	2 5 1, 3 0 0
	6 3	2 5 2, 3 0 0
	6 4	2 5 3, 3 0 0

	6 5	2 5 4, 3 0 0
	6 6	2 5 5, 4 0 0
	6 7	2 5 6, 4 0 0
	6 8	2 5 7, 4 0 0
	6 9	2 5 8, 4 0 0
	7 0	2 5 9, 4 0 0
	7 1	2 6 0, 4 0 0
	7 2	2 6 1, 3 0 0
	7 3	2 6 2, 2 0 0
	7 4	2 6 3, 1 0 0
	7 5	2 6 3, 9 0 0
	7 6	2 6 4, 7 0 0
	7 7	2 6 5, 5 0 0
	7 8	2 6 6, 3 0 0
	7 9	2 6 7, 0 0 0
	8 0	2 6 7, 8 0 0
	8 1	2 6 8, 6 0 0
	8 2	2 6 9, 3 0 0
	8 3	2 7 0, 0 0 0
	8 4	2 7 0, 8 0 0
	8 5	2 7 1, 6 0 0
	8 6	2 7 2, 3 0 0
	8 7	2 7 3, 0 0 0
	8 8	2 7 3, 8 0 0
	8 9	2 7 4, 6 0 0

	9 0	2 7 5, 3 0 0
	9 1	2 7 6, 0 0 0
	9 2	2 7 6, 7 0 0
	9 3	2 7 7, 4 0 0
	9 4	2 7 8, 1 0 0
	9 5	2 7 8, 8 0 0
	9 6	2 7 9, 5 0 0
	9 7	2 8 0, 2 0 0
	9 8	2 8 0, 9 0 0
	9 9	2 8 1, 5 0 0
	1 0 0	2 8 2, 2 0 0
	1 0 1	2 8 2, 8 0 0
	1 0 2	2 8 3, 5 0 0
	1 0 3	2 8 4, 1 0 0
	1 0 4	2 8 4, 8 0 0
	1 0 5	2 8 5, 4 0 0
	1 0 6	2 8 6, 1 0 0
	1 0 7	2 8 6, 7 0 0
	1 0 8	2 8 7, 4 0 0
	1 0 9	2 8 8, 0 0 0
	1 1 0	2 8 8, 5 0 0
	1 1 1	2 8 9, 0 0 0
	1 1 2	2 8 9, 6 0 0
	1 1 3	2 9 0, 1 0 0
	1 1 4	2 9 0, 7 0 0

	1 1 5	2 9 1, 2 0 0
	1 1 6	2 9 1, 7 0 0
	1 1 7	2 9 2, 3 0 0
	1 1 8	2 9 2, 9 0 0
	1 1 9	2 9 3, 4 0 0
	1 2 0	2 9 3, 9 0 0
	1 2 1	2 9 4, 3 0 0
	1 2 2	2 9 4, 6 0 0
	1 2 3	2 9 4, 8 0 0
	1 2 4	2 9 5, 1 0 0
	1 2 5	2 9 5, 3 0 0
	1 2 6	2 9 5, 6 0 0
	1 2 7	2 9 5, 8 0 0
	1 2 8	2 9 6, 0 0 0
	1 2 9	2 9 6, 3 0 0
	1 3 0	2 9 6, 5 0 0
	1 3 1	2 9 6, 8 0 0
	1 3 2	2 9 7, 1 0 0
	1 3 3	2 9 7, 4 0 0
	1 3 4	2 9 7, 7 0 0
	1 3 5	2 9 8, 0 0 0
	1 3 6	2 9 8, 3 0 0
	1 3 7	2 9 8, 6 0 0
	1 3 8	2 9 9, 0 0 0
	1 3 9	2 9 9, 2 0 0

	1 4 0	2 9 9, 4 0 0
	1 4 1	2 9 9, 7 0 0
	1 4 2	3 0 0, 1 0 0
	1 4 3	3 0 0, 3 0 0
	1 4 4	3 0 0, 6 0 0
	1 4 5	3 0 1, 0 0 0
	1 4 6	3 0 1, 4 0 0
	1 4 7	3 0 1, 6 0 0
	1 4 8	3 0 1, 9 0 0
	1 4 9	3 0 2, 2 0 0
	1 5 0	3 0 2, 5 0 0
	1 5 1	3 0 2, 7 0 0
	1 5 2	3 0 3, 0 0 0
	1 5 3	3 0 3, 3 0 0
	1 5 4	3 0 3, 6 0 0
	1 5 5	3 0 3, 8 0 0
	1 5 6	3 0 4, 2 0 0
	1 5 7	3 0 4, 6 0 0
	1 5 8	3 0 4, 9 0 0
	1 5 9	3 0 5, 1 0 0
	1 6 0	3 0 5, 3 0 0
	1 6 1	3 0 5, 6 0 0
	1 6 2	3 0 6, 0 0 0
	1 6 3	3 0 6, 2 0 0
	1 6 4	3 0 6, 4 0 0

	1 6 5	3 0 6, 7 0 0
	1 6 6	3 0 7, 0 0 0
	1 6 7	3 0 7, 4 0 0
	1 6 8	3 0 7, 6 0 0
	1 6 9	3 0 7, 9 0 0
	1 7 0	3 0 8, 2 0 0
	1 7 1	3 0 8, 5 0 0
	1 7 2	3 0 8, 7 0 0
	1 7 3	3 0 9, 0 0 0
	1 7 4	3 0 9, 3 0 0
	1 7 5	3 0 9, 6 0 0
	1 7 6	3 0 9, 8 0 0
	1 7 7	3 1 0, 1 0 0
	1 7 8	3 1 0, 4 0 0
	1 7 9	3 1 0, 7 0 0
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円
		2 6 0, 0 0 0

別表第 2 （第 4 条関係）

初任給基準表

職種 ＼ 学歴区分	技能労務職
中学卒	1 級 1 号給
高校卒	1 級 1 3 号給